

佐賀県告示第三百二十六号

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和四十一年佐賀県告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十九日

佐賀県知事 古川 康

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げる者をいう。

イ 法人にあつては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者

ロ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者

ハ 個人にあつては、その者及び営業所を代表する者

三 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「取消され」を「取り消され」に改め、同項に次の三号を加える。

三 暴力団

四 役員等が、次のいずれかに該当する者

イ 暴力団員

ロ 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

五 前号イからへまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

第三条第二項中「前項の」を「前二項の規定による」に、「行つたときは」を「行い」に、「決定し」を「決定したときは」に改め、「通知する」の下に「もとのとする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、前条第一項第三号から第五号までに掲げる者に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。

第四条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、入札参加資格者のうち第二条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当すると認められる者の入札参加資格認定を取り消すものとする。

様式第一号の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

## 附 則

### （施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（以下「改正前の規程」という。）（第三条第二項の規定により適当と認められた入札参加資格を有する者は、この告示による改正後の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（以下「改正後の規程」という。）（第三条第三項の規定により適当と認められた入札参加資格を有する者とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により提出されている入札参加資格認定申請書は、改正後の規程の規定により提出された入札参加資格認定申請書とみなす。